

食品に関するリスクコミュニケーション（食品に残留する農薬、動物用医薬品等のポジティブリスト制導入の取組に関する意見交換会）
 における事前意見・質問について

問	質問者	質問の内容	回答
1	食品等事業者	日本と中国（タイ・アメリカ）では使用している農薬が違いますので、残留する農薬を何種類チェックしたら良いか不明な穀物が多いと思います。最低項目の基準があればと思います。	輸入農産物等の残留農薬等の検査に当たっては、生産地における農薬の使用状況を踏まえ実施する必要があると考えます。輸入しようとする農産物に対する使用農薬や管理状況については、第一義的には輸入者が確認することが重要であり、調査結果に基づき必要な検査項目を決定すべきものと考えます。
2	その他	二次案の暫定基準値において、暫定基準値以下であるが、国産農作物において農薬をして、安全使用基準の定められていない農薬の場合、農薬取締法との関連はどのような規制になるのか？ 厚生労働省と農林水産省の連絡体制はどのようになるのか？ 海外農作物に比べ国産農作物は不利な扱いを受けるのではないのか？	暫定基準（案）は、国民の健康の保護や不要な食品流通の障害の回避等の観点から、コーデックス基準、登録保留基準、JMPR等と同様の科学的な方法により基準を設定している外国基準を参考に定めています。暫定基準の設定では、我が国がWTOに加盟していることに鑑み、コーデックス基準がある場合にはこれを採用することを基本としています。その上で、コーデックス基準を暫定基準に採用した時、国産農産物の生産・流通や国内での使用実態等を勘案する必要がある場合は、国内基準を採用することとしています。既に農林水産省から国内で登録される農薬の使用実態等に関する情報及びそれに基づく暫定基準の見直しに対する意見が提出されているので、薬事・食品衛生審議会で検討しています。残留基準は、国産品にも輸入品にも同一の数値が適用されます。 なお、国内での農薬使用については、農薬取締法により、登録のない農薬の使用や登録農薬であっても農薬使用基準で定められた方法以外の方法による使用等が禁止されています。従って、残留農薬基準値や暫定基準値の設定の有無にかかわらず、農薬使用基準に基づき農薬の容器のラベルに記載された適用農作物以外には使用できません。
3	食品等事業者	現在公表されているリストは「農薬別」ですが、どの食品にどの農薬かがわかりにくいので、エクセルの表にしてソートが出来るような表か、もっとわかりやすい表にしてほしい。	暫定基準第1次案及び第2次案の公表にあたっては、（社）日本食品衛生協会が食品毎の基準案等が検索できるデータベースを作成しています。
4	食品等事業者	ポジティブリスト制を導入することで、生産者の追加的なコスト負担を軽減する仕組が求められると予想されます。「食の安全」規制が、逆に、農業就業人口の減少を招いてしまわないか心配です。	食用農作物に登録のある農薬については全て、農薬使用基準において残留農薬基準を超えて残留しない使用方法が定められており、それぞれの農薬の容器のラベルに記載されています。ポジティブリスト制が導入されたとしても、この表示を守って使用すれば残留農薬基準値を超えることはありませんので、生産者に特段のコスト負担を生ずることはないと考えています。
5	食品等事業者	公定法のない食品×農薬種で、一律基準を超えた場合も食品衛生法違反になるとすると、事業者側はどのような分析法で対応すればよいのか、示していただきたい。 海外各国の使用実態を反映させた基準値案としていただきたいです。また、農薬の流通・使用実態情報を事前に公表し、輸入者や我々食品事業者への指導として頂きたいです。 食品輸入実態のある国での使用農薬に対応した基準値案として頂きたいです。（特に中国など）。 食安企発第0204001号で、「危害が認められない場合」とあるが、それでは分かりにくいのでQ&Aなどで食品の品目毎具体例を示して頂きたいです。 基準値や検査結果などの公表について、編集加工の難しいPDFファイルではなくUSのFDAでもやられているように、利用者側のデータ加工を前提とした方法を採用して頂きたいです。	暫定基準の策定にあたっては、国民の健康保護及び不要な貿易等食品流通への障害の回避の観点から、参考とする諸外国の基準は、安全性に関する資料のみならず適正な農薬使用を前提として作物残留試験成績の資料に基づき科学的に設定されるものでなければならぬと考えています。国外で使用される農薬等について、暫定基準を含む残留基準の変更や新たな基準の設定の要望がある場合、別途、要請する制度を設けています。 平成16年2月4日付け食安企発第0204001号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長通知は、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた基準（製造、加工、調理、保存、及び使用の基準）に合わない方法による食品又は添加物を原材料として使用した食品について、原則として同法第54条に基づく行政処分等の対象となると考えられるところ、最終食品等に食品衛生上の危害が認められない場合等にあつては、例外的に行政処分等の必要性がない場合がありうるとの法解釈を示したものです。当該通知でいうところの科学的知見に基づき安全性に問題がないとの判断のもと設定された基準に反した上で、食品衛生上の危害が認められないとされる場合は、例外的な場合であり、具体例を示すことは困難であると考えています。

問	質問者	質問の内容	回答
6	その他	「赤色○号」等の表示よく目に致します。「あれ確か発癌物質やったんちがうかな？」と思って買うのを控えてしまうのですが、それを学ぶ機会に恵まれない人も多いと思います。知らないことで悪い物質が蓄積し、敏感な子供達の体をむしろ大人になったとき癌で命を落とすことになったら社会にとっても大きな損失だと思います。嘘表示が最も悪く、摘発の為の実行が最優先と思いますが、わかっているはずうすうすくしているのも悪いと思います。ただ書いてあるだけ、入れているだけと軽い気持ちかもしれませんが、後の損失を考えると、こういった企画は頼もしく感じています。	食品添加物は、厚生労働大臣が食品安全委員会や薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、人の健康を損なうおそれがない場合と定める場合のみ、使用が認められております。そのため、食品添加物を指定するにあたっては、発がん性も含めて人の健康を損なうおそれのないことが確認され、かつ、その使用が消費者に何らかの利点を与えるものであるかどうか等について、科学的見地に基づき評価が行われます。具体的には、慢性毒性試験、発がん性試験、変異原性試験、繁殖毒性試験、催奇形性試験、抗原性試験等の動物試験の成績を基に安全性について評価を行い、必要に応じて使える食品や使用量の限度について基準（使用基準）を決め、食品添加物の安全性を確保しています。
7	その他	(いわゆる)一律基準値を早く決めて欲しい(試験方法の自主開発上大きな問題である)検査データ(結果数値)については、測定の不確かさも併記すべきである。	薬事食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会で取りまとめた一律基準設定の考え方(案)を、平成16年8月に公表し、国内外から意見を募集しました。一律基準値に関しては、寄せられた意見を添え、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼することとしています。暫定基準等の試験法については、国立医薬品食品衛生研究所を中心に検討を行っており、平成16年8月にこれまでの検討結果を取りまとめ公表しています。
8	食品等事業者	食糧を輸入に頼る日本では、同様に厳しいレベルを持つEUやドイツのポジティブリスト制以上の違反が予想され、10%を超えることもあると思われる。一方、現状がどうであるかを評価するデータがない。広範囲な残留モニタリングのデータを集めると同時に、取締りは曝露量の観点も加えた対応をすべきと思われる。	輸入食品の残留農薬等に係るモニタリング検査については、今後、海外での基準設定状況、分析法の検討状況等を踏まえ検査項目を拡大することとしています。また、一般に曝露量の検討については、基準の設定段階において行われるものであり、取締りに当たっては設定された基準に従って行われるべきであると考えています。
9	食品等事業者	①残留農薬基準の設定されていない品目についての一律基準で基準を超過した場合の行政上の扱いを教えてください。 ②隣接農地からの移染の可能性がある場合の基準超過はどのように扱われますか。	食品衛生法第11条第3項に規定されるとおり、一律基準を超過して農薬等が残留する食品は販売等が禁止されます。隣接農地からの汚染であっても同様です。なお、いわゆるドリフトによる残留については、具体的な残留値に関するデータは限られており、大きな影響が出るとは考えていません。
10	地方公共団体職員	残留農薬等の検査を行う場合、ポジティブリストに掲載されている農薬・動物用医薬品等すべて(数百種)を分析するのは以下の点から見て、小さな検査施設では不可能ではないかと考えられます。 ①標準品の入手及び保管 ②すべての農薬等に適用できる分析法がない ③親化合物だけでなく代謝物についても分析すべき場合がある 従いまして、主だった農薬数十種類を分析する、という手法での検査はポジティブリスト制施行後の対応としては適しているでしょうが、最低でもこれだけの農薬等は検査すべきという指標を示していただくとありがたく存じます。また、被収去者には、どのような検査を行うか、ということの説明するには今の状況ではかなり困難を伴うように思えます。	都道府県等において残留農薬等の検査の実施が困難な場合には、一昨年の食品衛生法改正により登録検査機関への委託も可能としたところであり、本制度の活用も含め効果的、効率的に監視を実施されるよう願います。また、検査検討農薬については、これまで公表されている食品中の残留農薬検出状況等を踏まえ御検討下さい。

問	質問者	質問の内容	回答
11	食品等事業者	<p>1. 加工用原料の実態について 加工用原料の果実は、直接、栽培農園から加工工場へ納品される場合もありますが、世界全体で見れば、多くの場合、農園から生鮮果実市場へ向けるための選別場に納入され、生鮮果実としての適正に欠けるもの（外観、色調、サイズ、熟度などの内容で、病虫害果実や腐敗したものなどは加工対象からも外されます）を除き、生鮮市場へと出荷されます。ここで選別された残りが加工用に向けられます。 これらの農園の規模も1ヶ所からの納品だけで1日の加工に充分な量が確保できるところから数十の農園から集められたものまで様々です。これらの農園で使用される農薬は、その国の管理下で許可されたものが使用され、使用された農薬を記録し、報告する義務を課している国もあります。この場合、本情報が加工工場へ提供される場合もありますが、提供されていない方が多いのが現状です。加工工場では、散布農薬の情報提供のあるものについては、その内容を考慮して製品における残留の可否やその程度を分析によりチェックし、情報提示のないところでは、法律で規制された農薬の内容を考慮しながら、製品中の残留を分析し、製品の保証に資しています。野菜の場合は、逆に契約栽培や特定の農場から、加工工場へ納品される場合が多く、中には栽培時に使用できる農薬の内容を独自に厳しく制限し、管理しているところもあるくらいです。 従って、比較的管理が行き届いていると考えます。但し、差し障りがありますので、具体的な国名は挙げませんが、農場での組織管理を組織し、決められた農薬のみが使用される仕組みまでを考慮しなければ、管理できないところもあるようです。 以上の状況から、このような農産加工品を輸入し、販売するに際し、品質保証をするために、その対応として、いくつかの段階を設けなければならないと考えています。</p> <p>2. ポジティブリストに記載されていない農薬に関する管理について この対象となる農薬がいくつか存在します。 日本政府としては、WTOへ通告する事により海外のWTO加盟国への周知徹底を図る考えと思いますが、大事なはその政府が民間に対し、どの程度、徹底させる事ができるかであり、我々民間企業に身を置くものとしては、海外の取引相手に対し逐一、得られた情報を流すよう心がけています。 政府がWTOへ通告する場合には、これらのことを考慮していただき、実効のあるものになるよう希望いたします。 我々民間の企業ができることは最大限努力して行く所存ですが、必要な情報を収集することを通じ、それには限界のあることを認識し始めております。 分析の範囲を広げることで、また分析の頻度を上げることで、品質保証の程度を高めることは可能であると考えます。しかし我々の経済行為の中で、これらの品質は即、コストであります。非常に厳しい状況が生まれることを考えざるを得ません。</p> <p>3. 本制度移行に向けて付随して生じる分析の精度について 昨秋の公聴会の席でも教示いただいた内容なのですが、その後、この課題は次の点についてどの程度進行しているのでしょうか？ ①分析に必要な標準品は総て揃うのでしょうか。揃うのであれば、国が認定した分析機関で、分析が可能となるのはいつ頃の予定でしょうか？ ②現在、我々も各種の分析機関にコンタクトしております。その中で、分析時の制度に関する内容として回収率の議論があります。現時点では、認定された分析機関では、同一の分析結果が得られるような体制を考えておられるのでしょうか。あるいはGLP的な考えからいくつかのランク付けを考えておられるのでしょうか</p> <p>4. 本制度の施行について 現在認識している予定では、施行は2006年5月であります。 農産物は、栽培を始めてから収穫され、加工されるまでに約1年を要するものも多くあります。ということは現時点でかなりの内容が固まっていなければ、制度を検討されている最中にも、この国の法のもので栽培は続けられています。 このようなことから、それまでの在庫やその賞味期限を考慮し、業界団体の中では施工後3年間は本制度からの除外を御願したいとの話も出ております。</p>	<p>1及び2については、今後の施策を検討する上で、参考とさせていただきます。</p> <p>① ポジティブリスト制に係る分析法については、平成15年度から3年間の予定で、国立医薬品食品衛生研究所において、検討を進めています。昨年8月にこれまでの検討状況を公表しましたが、引き続き今年度も検討を進めています。本年11月を目途としている暫定基準等の告示に合わせ、当面の分析法等を示したいと考えています。分析法をより効率的、より迅速なものとするため、その後も改良を続ける必要があるものと考えています。 ② 登録検査機関における食品検査の信頼性の確保については、適正な業務管理を行うよう指導しており、個々の検査項目については、回収率や再現性等による適切な精度管理を実施され、検査が行われますので、基本的には同一の分析結果が得られるものと考えております。</p> <p>加工食品については、製造後長期間流通するものがあることから、暫定基準等の適用対象となるのは施行日以降に製造された食品とする方向で検討しています。</p>

問	質問者	質問の内容	回答
12	食品等事業者	勉強不足の点が多いため、(ポジティブリスト制は)わかりやすく、かつ事例が具体的なものになっているとありがたいです。	食品に残留する農薬等のポジティブリスト制については、今回のようなリスクコミュニケーションなどを機会などを通して、制度の理解が深まるように努めて参ります。
13	地方公共団体職員	早期に全体が明らかになるよう望みます。	残留農薬等のポジティブリスト制に関しては、これまでもリスクコミュニケーションなどの機会を通じて制度の理解を深めていただけるように努めて参りました。また、暫定基準等については、既に平成15年10月に第1次案を、また平成16年8月には第2次案等を公表しています。暫定基準等については、今春を目途に最終案を取りまとめ、パブリックコメント及びWTO通報を行い、本年11月に告示する方向で検討しています。
14	食品等事業者	トマトをはじめとする農産物を原料とする加工食品を製造販売しております。適切に使用された農薬を“悪”としない理解を日本国民が持つべく関係の方々の総力を持って検討いたしたく存じます。	農産物の生産に使用される農薬や食品に残留する農薬の安全性については、今回のようなリスクコミュニケーションなどを機会などを通して、正しい理解が深まるように努めて参ります。
15	食品等事業者	食品の原材料(輸入品)に関して小国の諸事情により使用農薬のトレーサビリティが不明である場合がかなり多く認められる。ユーザーからの調査・問い合わせが多く対応に苦慮している。	ご意見として承ります。
16	地方公共団体職員	現行の日本の農薬安全使用基準ができるだけ厳しくならないようお願いする次第です。	今回の残留農薬等ポジティブリスト制の導入にあたっては、国内で登録されている農薬については国内で認められる使用基準に基づき設定される登録保留基準を参考としています。従って、国内で現在認められている農薬の使用については支障がないものと考えています。